萩 農 第 7 8 8 号 令 和 7 年 2 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名 (市町村コード)		萩市
		(35204)
地域名 (地域内農業集落名)		下田万·上田万·江崎地域
		(下田万•上田万•江崎地域全域)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月16日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業法人や若手の担い手が農地を集積している中で、農地所有適格法人である株式会社も存在し、地域農業をカバーしているが、下記の課題が上げられる。

- ・水路や農道等の農業用施設の管理を全て借り手が担っており、負担が大きい
- ・売り上げ減少に伴い、新規雇用が困難
- ・労力不足から規模拡大が困難・高齢化に伴う担い手不足
- 担い手の労力不足により、農地集積、規模拡大が困難

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の主要作物である水稲については、担い手により農地集積されており、基盤整備も実施されることから、 品種誘導を行い、中早生品種の規模拡大を図る。

なお、麦についても、担い手である法人及び個人により作付けが行われており、現状の作付け面積を維持しながら営農を継続する。

また、トマトについては、担い手である法人により作付けが行われており、当面の間、作付けは現状を維持し営農を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	148 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大や農地集積を進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	一平成28年度から測量を開始し、令和7年度に工事が完成予定である上田万、下田万及び湊、八幡地区の4箇
	所で圃場整備事業が実施中。今後は予定なし。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	UJIターン者や農外参入企業など地域内外から幅広く経営体を募集し、地域と県、市、JAが連携して栽培技術
	や機械導入支援、農地所有者とのマッチング等も含めた、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
	また、後継者の育成、栽培管理指導や機械導入等の支援についても重点を置いた取組を行う。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①有害鳥獣侵入防止柵等の設置により、鳥獣被害の軽減を図る。
	④畑地化支援事業等を取り組み可能な農地で実施する。
	③ 畜産農家の粗飼料確保のため、耕種農家から畜産農家への飼料作物の安定供給を図る。